

事業者の方へのお知らせ

令和5年10月1日から インボイス制度が始まります！

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、原則として**令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。** ※ 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。

インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは

- 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けたインボイス（適格請求書）を保存する必要があります。
- 売手は、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録を受ける必要があります。登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります。

＜消費税の申告をしている事業者（課税事業者）の方＞
インボイス制度は、売手と買手、双方の立場での準備が必要となります。

その準備を進めるためにも、**お早目にインボイス発行事業者の登録申請をご検討ください。**

＜消費税の申告をしていない事業者（免税事業者）の方＞
国税庁ホームページのインボイス制度特設サイト及び税務署等の説明会等で、**インボイス制度の内容をご理解いただき、インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかをご検討ください。**

疑問 インボイス発行事業者の登録申請をしないとどうなるの？

登録を受けないと、インボイスを交付できません。そして、売上先はインボイスがなければ仕入税額控除（売上げの消費税額から仕入れや経費の消費税額を差し引く計算）ができません。

つまり、インボイスを交付した場合に比べ、**売上先の納付税額が多く計算されます。** ※

※ 一定期間、経過措置が設けられています。

登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！

- ◆ 個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます
 - ◆ 詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください
- ※ e-Tax を利用した登録申請手続には、電子証明書（マイナンバーカード等）が必要です。

申請手続



▶ インボイス制度特設サイト

説明会開催情報（税務署や局主催のほか、オンラインでも実施）や申請手続、Q & Aなどを掲載しています。「制度の概要」ページには免税事業者の方向けリーフレットを掲載するなど、免税事業者の方もご利用いただけます。

インボイス制度
特設サイト



▶ 制度についての一般的なご質問は

- ◇ チャットボットにご質問を入力いただくと、AI を活用して 24 時間自動でお答えします。
- ◇ 軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします。

フリーダイヤル 0120-205-553（無料）9：00～17：00（土日祝除く）

※ 個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

チャットボット
はこちらから

